

## 令和3年度 小谷村教育委員会 8月定例会 会議録

◎開催日時 令和3年8月27日（金）  
開会：13時30分 閉会：14時30分

◎開催場所 小谷村教育委員会 相談・応接室

◎出席者 教育長 関 芳明  
教育長職務代理人 太田 久吉  
教育委員 太田 明  
教育委員 片山 弥生

◎欠席者 教育委員 深澤 和子

◎傍聴者 なし

◎職務のため出席した者 教育課長 鷲澤 美幸

### 1 開 会 （13：30）

○教育長 令和3年度小谷村教育委員会8月定例会の開会を告げる。

深澤教育委員さんは、都合により欠席です。

### 2 日程の報告

#### 日程第1 7月定例会会議録の承認

○教育長 7月の定例会の会議録は事前にお送りしましたが、内容について加筆訂正等ありませんか。 《なしの声あり》

それでは、会議録については異議なしということで署名をお願いしたいが、よろしいでしょうか。

○出席委員 了解する。

#### 日程第2 教育長事務報告

○教育長 出席した会議等、資料のとおりです。事務報告についてご意見や質問など、ありましたら、自由討議の際発言をお願いします。

#### 日程第3 議案上程、説明、質疑、決定

・議案第23号 小谷村高等学校等子育て応援成金交付要綱の一部を改正する要綱について

○教育長 議案第23号 小谷村高等学校等子育て応援成金交付要綱の一部を改正する要綱について、教育課長から説明します。

○教育課長 議案第23号の説明をいたします。（議案 朗読） この要綱は、高等学

校等に在学する生徒の保護者の負担を軽減することを目的に、平成 30 年に制定したものです。今年も、10 月 1 日付で在学している生徒の保護者に対して認定の手続きを行うにあたって、本文の一部と様式の改正を行いたく、議案を提出いたします。新旧対照表によって説明しますので、ご覧ください。第 2 条第 1 号では、生徒の定義を定めており、高等学校等の「等」の部分を細かく定めています。第 3 条では、対象者として中学生等の保護者で村内に住所を有する者と定めています。改正部分を見ていただきますとわかると思いますが、第 2 条では、全日制等の高等学校の他「中等教育学校の後期課程」と定めています。第 3 条では、中学生の部分を示している部分が「中高一貫校の前期課程」となっており、表記が統一されていないため、第 2 条を「中高一貫教育校の高等学校又は中等教育学校後期課程」、第 3 条を「中高一貫教育校の中学校又は中等教育学校前期課程」と改正したいものです。第 3 条中の「特別支援学校中等部」とあるのは「特別支援学校中学部」の誤りですので、訂正します。第 7 条に「様式第 1 号」とありますが、様式が複数ないときは「別記様式」とするのが正しいので、訂正します。様式の改正ですが、「様式第 1 号」を「別記様式」に改正します。中段に「なお、小谷村に納めるべき税・公共料金等に滞納がある場合、当該助成金を滞納額へ充当することに同意します。」とありますが、子育て応援助成金は子育て家庭の負担を軽減することが目的ですので、税などの滞納分へ充当することは目的と違って適切ではないと考え、様式から削除したいと思います。住所・生年月日の欄は、記入しやすいように配置を変えました。申請者氏名欄の「印」については、総務省では公文書等の押印廃止を進めていて、請求書についても押印廃止の方向を示していますが、会計管理者と監査委員さんが協議し、小谷村では当面の間、請求書・請求書を兼ねる申請書には引き続き押印を必要とするという見解になりましたので、「印」を残しています。

○教育長　　ご質問等がありますか。

○太田久吉委員　「公共料金に滞納がある場合は滞納額へ充当することに同意します。」を削除するということですが、今までにこのような事例はありましたか。

○教育課長　　平成 30 年・令和元年の 2 年間、1 世帯に対して充当の措置をしています。税務係の経験がある職員が担当していたため、家庭状況を知っていたことと、保護者の同意を得られたことから、滞納額に充当しました。教育委員会事務局職員には、税や公共料金の収納状況を調べる権限はありませんので、昨年度は、全員に交付しています。

○太田久吉委員　私も、削除することに賛成です。

○教育長　　他にご意見等ございますか。（なし）　それでは、この件について、提案のとおり、お認めいただけますでしょうか。

○全委員　　異議なし。

○教育長　　議案第 23 号は、可決されました。

#### 日程第 4　報告及び協議事項

○教育長　　続いて、報告及び協議事項です。児童生徒の様子ですが、小学校中学校と

もに無事に二学期を迎えています。小学校ではコロナ対応の自粛によって4人、月曜日には1人の児童が休みました。家庭の都合で長期休み中の児童2名は9月末には登校できる予定と聞いています。中学校のコロナ関係では、感染した家族の濃厚接触者となった生徒1名が自宅待機していましたが、感染が夏休み期間中であったことから、学校は通常どおり活動しています。中学生のワクチン接種が始まっていますので、発熱等の副反応で2人が欠席したということです。児童生徒の様子についてご質問等ありますか。

- 太田久吉委員　ワクチンは、みんな家庭の承諾があって受けていますか。
- 教育長　ワクチン接種は、保護者同伴を基本としており、それぞれご理解いただいて会場まで連れて来ていただき、終わったら一緒に帰って様子を見ていただくという形で実施しています。
- 片山委員　ワクチンを受けていない生徒もいると思いますが。
- 教育長　中学生で、約68%が接種の予約をしています。受けていない人も、今後受けた場合は随時申し込みしていただくことにはなりますが、今のよう形で接種するのは9月末までだと思います。健康上の理由で接種できない人もいますし、家庭の考え方で希望しない人もいます。強制することはできませんので、希望者のみという形になります。
- 片山委員　高校生になると村外に出なくてはならないので、本当はワクチンを受けさせたくないのだけれど、部活や他との交流などを考えると、ワクチンを受けておかなければ行動が制限される可能性もあるなど、デメリットを考慮してワクチンを打つような事例があったり、友達との会話の中にワクチンを打ったかという話題が出ることもあるかもしれない中で、ワクチンを打ってなくても良いというものが出ていないと、肩身が狭い思いをすることになるのではないのでしょうか。
- 教育課長　文部科学省、県教委から、そのようなことがあってはならないということと行動を制限してはいけないという通知が出ていますので、学校でも児童生徒に、いじめや差別がないように指導しています。
- 教育長　続いて、児童・生徒への新型コロナウイルス関連対応についてお話しします。まず保育園の関係では、保育士2名が、家族や友人の濃厚接触者と判定されましたが、検査の結果は陰性で園児への影響はありませんでした。8月20日に全県に対して「感染警戒レベル5」「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」が発令され、「長野県の感染警戒レベル5・新型コロナウイルス特別警報Ⅱ発令化における県立学校の対応について」という通知が発出されていますので、それに準じて注意喚起をするとともに、8月29日まで部活動は原則実施しないことを指示しました。関連して、総合型地域スポーツクラブのジュニア部門も同様に中止としています。公営おたり塾については、高校生は8月末まで休みとし、中学生については部活動と同様に8月29日まで休みとしています。その他、総合型地域スポーツクラブの一般部門、公民館スポーツ教室、スポーツ協会の野球・ジュニアクライミング、おたり吹奏楽クラブ、信州小谷太鼓、幼児スイミングアクア・ドルフィン、小谷小学校トレーニンググループについても8月末まで休業としています。公民館講座につきましては、延

期としました。図書館、放課後児童クラブ(がったクラブ)、子育て支援ルーム、郷土館、牛方宿については、予防対策を徹底して注意しながら実施、開館しています。ワクチン接種については、中学生が68%程度、小学6年生は1人申込していると報告を受けています。子ども達に関わる教職員、小学校・中学校・保育園・共同調理場・がったクラブのスタッフについては、95%の職員が接種を済ませています。アレルギーや体調によって接種できない職員を除くと、ほぼ全員が2回の接種を済ませている状況です。

行事等の関係は、後程当面の予定で話題とします。ここまででご質問等はありませんか。

○太田久吉委員 外国籍の子どもが小学校に通うという話を聞いたのですが、通学しているのですか。

○教育課長 7月末に、娘を小谷小学校に通わせたいというご家族が教育委員会を訪ねてきました。白馬乗鞍に住宅を購入したという方で、父親はオーストラリア人、母親はインド系、小学校2年生の娘と未就学児の男の子の4人家族です。娘さんは神戸市東灘区の小学校に通っていて、日本語が話せません。ご両親は全く日本語を話せないなので、娘さんが通訳をしてくれました。小谷小学校の教頭先生から教育委員会へ行って相談するように言われたということで訪ねてきました。奥原先生と私で話を聞いたところ、「仕事の関係で、もうしばらくの間は正式な住民にはなれないが、小谷小学校を気に入ったので許可して欲しい」ということでした。学校教育法第17条の就学の義務の規定は、日本国民に対し、日本国内で効力を有するというので、外国籍の子どもには就学の義務はありません。ただし、公立の学校へ就学を希望する場合は、日本人の子どもと同様に無償で受け入れるようにという通知が文部科学省から出ています。教育委員会の見解としては、「学校がOKであれば許可しますから、教頭先生ともう一度話し合ってください。」ということにしました。その後、小学校で話を聞いたり調べたりしたところ、神戸市の小学校には正式に在籍児童として登録されていますが、その小学校へは、今回の話をしていないため神戸の学校も困っていました。小谷小学校としては、神戸市に学籍があるのに小谷小学校で体験させて良いのかという部分で難色を示していますが、教育委員会としては、不登校や支援が必要な児童が、別の学校へ体験入学することと何ら変わらないと思いますので、特に問題はないと考えます。現在、小学校のAETの先生がコンタクトをとって、「神戸の学校と連絡を取って、今後について決めて欲しい。」とお願いをしている段階です。現在、神戸にいるということですので、小谷村に来たら10日間は自宅待機で健康観察し、異常がなければ登校していただくこととしています。小谷小学校は給食も出せるように準備できていますので、条件を整えば受け入れることができます。

○教育長 ここまでご意見、ご質問はありますか。次に、成人式の延期についてご報告させていただきます。当初8月13日に予定しておりました成人式ですが、新型コロナウイルスの感染状況とお盆の期間で帰省等の自粛要請が出ている中でしたので、延期とさせていただきます。出席を予定していた方は、去年の成人者13名、

今年の成人者7名でした。村長のお祝いのメッセージを添えて記念品をお届けしました。今後の状況によりますが、可能であれば今年度中に開催したいと考えています。来年4月から成人年齢が18歳になります。成人式については、民法上の成人年齢とは一致しませんが、お祝い行事としましては今までどおり二十歳になってからの実施を考えています。「二十歳を祝う会」など、名称はいろいろあるかと思いますが、二十歳を迎えたお祝いとして実施していきたいと思います。

○太田久吉委員　ほとんどの子ども達が県外に出ている、帰ってきて出席するとなると、コロナの状況を見て、年度内の実施は難しいと思います。出席者にはどのように通知したのですか。

○教育長　県外から式典へ出席する場合は、帰省を含め早めに県内に滞在していただくとともに、PCR検査または予防接種を受けてから出席されることが望ましいことと、2週間前からの体調管理チェックシートの記入をお願いする文書を同封しています。

○片山委員　東京の方では小中学校への検査キットの配布が始まったと聞いたのですが、そのような動きはあるのですか。

○教育課長　小谷村では考えていません。児童生徒の検査をするにあたっては、先生方の負担が大きいことと、検査結果が出るまでの間の子どもの精神的な負担を考えると、簡単に検査はできないと思っています。

○教育長　新聞報道では、国から9月に入ってから配りたいということがかかれています。詳細はまだわかりませんが、仮に検査をするとしても、正しいやり方でないとちゃんとした結果は出ないと思いますので、取り扱いには課題があると思っています。

続いて、総合教育会議の進め方についてです。本日3時から会議を開催いたします。資料1をご覧ください。これは、一昨日、新任教育委員研修会がZOOMで行われ、私と片山委員、深澤委員が受講した、その際の資料の中で、総合教育会議に係る部分をお配りしました。④総合教育会議の設置についての記載がありますが、総合教育会議は地方公共団体の長、村長が召集し、村長と教育委員会が対等な立場で協議・調整を行う場です。総合教育会議で協議・調整する内容としては、大綱の策定、教育を行う場の諸条件の整備等についての施策や児童生徒の生命または身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずる恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置等についてとなっています。小谷村では、年1回開催しています。③教育に関する「大綱」の策定は、今日も議題に挙げていますが、首長が教育に関する「大綱」を策定するとなっていますので、ご協議をいただきたいと思います。資料2は今日の総合教育会議の次第です。最初に教育大綱の見直しについて説明をさせていただき、次にコロナ禍における児童生徒への対応について私から説明します。総務学校係長からICT学習の取り組み状況、子育て支援係長から子育て支援センターの状況について説明させていただきます。その後、意見交換ということで、村長から話題にしたい事項と教育委員から話題にしたい事項についてお話ししていただけたらと思います。委員の皆さんから、今日議題にしたい内容はあり

ますか。会議の場で出た内容についてでも良いので、村長と教育委員さんが協議していただくことがメインの会議だと思しますので、それぞれのお考えを話していただき、意見交換していただきたいと思ひます。

次に小谷村教育大綱の改定案、資料3をご覧ください。教育大綱を見ていく中で、わかりにくい部分がありましたので、系統立てて表にはめ込んでみました。教育大綱の基本理念として「豊かな自然 力をあわせ 元気に暮らす小谷村」というのが、小谷村第6次総合計画の小谷村の将来像として掲げられています。その中で基本目標が2つあり、一つは「生きる力を育む小谷っ子づくり」で、これまでであったものと変わっていません。「未来へつなげる人と文化を育む村づくり」というのは、今までの基本目標を変えて、総合計画にあるものをそのまま載せています。重点施策として7項目あり、内容は今までと大きく変更してはいませんが、表現を若干変えた部分があります。重点施策の下、具体的方策が9項目あります。参考にご覧ください。小谷村の教育大綱は、平成27年4月に策定し、第5次総合計画後期計画を策定した平成28年8月に若干の改定をして現在に至っています。今年4月に第6次総合計画が策定されましたので、総合計画と整合させながら改定するものです。これまでは、計画期間は設けていなかったのですが、基準として4～5年と示されていることから総合計画と同じ5年間としたいと思ひます。教育大綱の策定にあたっては、国の第3期教育振興計画を参酌して策定することとされていますので、一部の表記を引用しています。教育振興計画は2022年までの計画で、国でも計画の見直しがあると思ひます。、それを参考にしながら必要に応じて変えていくのが望ましいと考えますので、今回はこのような改正にしたいと思ひます。お気づきの点などありましたら、お出してください。（なし）

次に、当面の予定についてです。8月30日県招地教委連絡会が安曇野市で行われますので、太田職務代理さんと出席します。学校・保育園の行事は、9月18日小学校運動会、9月25日保育園運動会、10月1日・2日小谷中総合発表会が予定されています。コロナの感染レベルによっては参集範囲等変更があると思ひます。小学校の運動会は、9月13日の感染警戒レベルで判断することにしています。コロナの警戒レベル5の場合は児童のみで実施、レベル4の場合は保護者の人数を制限して実施、レベル3の場合は感染予防を徹底して注意して通常どおりに実施したいと考えています。小学校の対応を基準として、保育園の運動会、中学校の総合発表会についても今後の状況によって判断していきます。それぞれの行事については、今後感染状況によって随時判断することになります。

- 太田久吉委員 教育委員の参加は、どう考えたらよいですか。
- 教育長 来賓の参集範囲については、校長に確認してお知らせします。
- 片山委員 中学校の総合発表会についてですが、去年は、1家庭1名が会場に入るといふことで、各家庭にチケットが配られました。当日、見に行かない家庭のチケットを譲り合つて会場に入ったケースがあったのですが、どのように考えますか。
- 教育長 小谷中の出口校長は、体育館にイスを2.5mの間隔で配置した場合166人位入れるので、生徒の他に各家庭2人来ても大丈夫ではないかと考えていましたが、

昨年、チケットを譲る等の事案があり、受付が混乱したということから、もう少し検討したいとのことです。このような時期ですので、受付で入場した人が誰なのかを把握しておかなくてはなりませんので、受付が混乱しないように考えていただくよう指示します。

**日程第5** 自由討議

- 教育長 自由討議です、委員の皆さんから、お話はありますか。
- 全委員 な し

**日程第6** 次回委員会の開催予定

- 教育長 次回の教育委員会は、9月27日月曜日午後4時30分から開催することとしますのでお願いします。
- 全委員 了承する。

**3 閉 会**

- 教育長 以上で本日の会議事項は全て終了しました。これで令和3年度小谷村教育委員会8月定例会を閉会とします。ありがとうございました。

(14 : 30)